

令和6年4月からの特定業務委託契約の作業報酬下限額を決定しました

令和5年8月31日（木）に開催された令和5年度第1回川崎市作業報酬審議会において、契約により市の事務又は事業の実施に従事する者に支払われる「特定業務委託契約の作業報酬下限額」について決議され、その内容について、同日、川崎市へ答申されました。

川崎市では、答申を踏まえ、「特定業務委託契約の作業報酬下限額」を次のとおり定め、令和5年9月11日（月）に告示いたしました。

1 答申された内容

作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項第2号に掲げる特定業務委託契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について

2 本市で決定した「作業報酬下限額」

特定業務委託契約の作業報酬下限額 1,162円（令和5年度比 +44円）

3 施行日

令和6年4月1日（月）

施行日以降に締結する川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約について適用します。

【問合せ先】

川崎市財政局資産管理部契約課 大塚
電 話 （044）200-2096
F A X （044）200-9901